２０２４年４月１７日

国際ロータリー第２７９０地区

ロータリークラブ　会長・幹事　各位

国際ロータリー第2790地区 ガバナー　鵜沢　和広

2023-25 地区規定審議会 代表委員　宇佐見　透

**2024年決議審議会クラブ提出決議案承認（郵便投票）の件**

　冠省　本年1月29日付Eメールで全クラブに案内した2024年開催の決議規定審議会で審議される決議案について、提出期限（3月22日）までに千葉クラブより2議案の提出がありました。

地区立法案検討委員会は慎重に精査し、いずれの提出議案も適格と判断しました。

　次に別紙記載の決議案を2024年開催の決議審議会へ提出するにあたり（RI事務局提出最終期限は本年6月30日）、国際ロータリー細則第8条決議審議会（8.040クラブおよび地区提出の決議案の承認）に基づき、地区承認を地区内クラブの郵便投票にて行う事といたします。

　地区内全クラブにおかれましては、クラブ理事会、またはクラブ協議会にて審議の上、別紙「郵便投票用紙の１～2の決議案」に**クラブ決議（賛成・反対・棄権のいずれかに丸印）**を記入の上、**会長・幹事が著名し**、**2024年5月24日（必着）**にてガバナー事務所宛にご回答ください。

（郵便、FAX、電子メール（Eメール）およびインターネットテクノロジーのいずれも可。国際ロータリー定款第14条解釈の仕方）

　評決は、国際ロータリー細則第12条ガバナーの指名と選挙に準拠するものとし、各クラブの投票権も12.050.1の規定通りとします。結果は同細則12.050.2に基づき、地区内で、投票委員会を開催し、有効投票の過半数をもって地区承認とします（12.050.3）。投票委員会委員は、地区立法案検討委員会委員の「PDG漆原摂子氏」、「PDG梶原等氏」、及び「PDG小倉純夫氏」に委嘱しました。別紙：１～2はクラブ提出決議案　3は郵便投票用紙です。なお、貴クラブの立場は提案する事に賛成か否かを審議することで、議案内容についての賛否は地区代表が決します。

**投票用紙送付先**：　ファックス**043-256-0008**Ｅメール[**23-24gov@rid2790.jp**](mailto:23-24gov@rid2790.jp)

郵　便　　**〒260-0042　千葉市中央区椿森3-1-1-302　鵜沢ガバナー事務所　宛**